

2 認定 NPO 法人等の情報公開

(1) 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（138～139 頁の「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照）（法 52④、54④、法 62）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規 32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

(注) 令和 2 年の法改正により、①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができることとされました（法 52⑤）。

《参考》

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法 54①②、法 62）。

書 類 名	備え置き期間	
	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 54①）	認定の日から起算して 5 年間	特例認定の日から起算して 3 年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法 54②一）	作成の日から起算して 5 年間	作成の日から起算して 3 年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二）	作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（法 54②三）		
Ⅱ「2 認定等の基準の概要」の③（ロに係る部分を除きます。）、④イ及びロ、⑤並びに⑦に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法 54②四、法規 32②） ※認定基準等チェック表（第 3 表、第 3 表付表 1、第 3 表付表 2、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表）、欠格事由チェック表の備え置きでも可		
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法 54③）		作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間

(2) 所轄庁の情報公開(閲覧)

所轄庁は、認定NPO法人等から提出を受けた上記(1)の書類(認定NPO法人は過去5年間、特例認定NPO法人は過去3年間に提出を受けたものに限り、)について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法30、法56、法62)(138~139頁参照)。

認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定NPO法人等及び所轄庁において閲覧(所轄庁においては謄写も可能です。)対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書 類 名		認定NPO法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)
事業報告書等 ^(※1)		○	○
事業報告書			
計算書類(活動計算書、貸借対照表)			
財産目録			
年間役員名簿(各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿)			
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面			過去5年間に提出を受けたもの
役員名簿 ^(※1)			
定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)		(※2)	(※2)
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	○
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	○
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	○
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○	○
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○	×
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○	○
	寄附者(当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○	○
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○	○
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○	○
海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類 ^(※3)		○	○

作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間

認定の有効期間中^(※3)

作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間^(※3)

認定の有効期間中^(※3)

過去5年間に提出を受けたもの^(※3)

Ⅱ「2 認定等の基準」の③（ロに係る部分を除きます。）、④イ及びロ、⑤並びに⑦に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（※4）	○		○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類	○		○	
寄附者名簿		×		×
認定（特例認定）申請書		×		×
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×

※1 認定 NPO 法人・特例認定 NPO 法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません（令和2年改正法30、52⑤）。

※2 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

※3 特例認定 NPO 法人については翌々事業年度の末日までの間、「助成金の支給の実績」を記載した書類のみ作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間。

※4 認定基準等チェック表（第3表、第3表付表1、第3表付表2、第4表（初葉）、第5表、第7表）、欠格事由チェック表を閲覧させることで可。

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成

年 月 日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇〇 △丁目〇番地〇
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の書類について、特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（第 62 条において準用する同法第 55 条第 1 項）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
提出しない場合
（1） 役員報酬の支給に関する規程（最後に提出した事業年度 年度）
（2） 職員給与の支給に関する規程（最後に提出した事業年度 年度）
- 2 特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に規定する事項（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を除く。）を記載した書類
- 3 特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

備考 上記 1 の書類について、特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項ただし書の規定により提出しない場合は、上記 1 (1)(2)に「最後に提出した事業年度」を記載すること。

(作成例)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	100,000円
受取寄附金	1,200,000円
受取民間助成金	1,000,000円
〇〇〇事業収益	520,000円
△△△事業収益	1,179,000円
受取利息	50円
雑収益	950円
	円
	円
	円
	円
合 計	4,000,000円

収益の源泉別の内容を記載（活動計算書の収益の部の区分に基づいて作成）

(2) 借入金の明細

借入先	金額
〇〇銀行	2,000,000円
〇〇理事	1,000,000円
	円
	円
	円
合 計	3,000,000円

借入金がある場合は、その借入金ごとに内訳を記載

(3) その他

なし

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
〇〇市		1,000,000円	〇〇事業補助金
□□市		500,000円	〇〇事業委託料
株式会社□□		100,000円	助成金
NPO 法人××		10,000円	講師謝金
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
理事長		600,000円	事務所賃貸料 (50,000円/月)
株式会社〇〇		100,000円	パンフレット作成・印刷
株式会社××		50,000円	HP 作成・更新
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
千葉 太郎	理事長	パソコン(〇〇社製)	2019.6.1	50,000円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

NPO 法人が譲渡したものと譲渡されたものの両方を記載

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
田中 春男	理事の父	自動車のリース契約	2019.4.1	200,000 円	
佐藤 夏彦	社員	事務所賃貸借契約	2019.8.1	100,000 円	
鈴木 秋一	職員	借入金	2020.2.1	100,000 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

NPO 法人が貸付けたものと貸付けを受けたものの両方を記載

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
田中 花子	理事	〇〇事業 講師謝金	2019.7.1	30,000 円	
NPO 法人〇〇	社員	会議室賃貸料	2019.9.1	10,000 円	
中田 冬子	職員	事務員の委託契約料	通年	2,000,000 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

NPO 法人が提供したものと提供を受けたものの両方を記載

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

3 寄附者に関する事項 [③寄附者（役員、役員の子族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
千葉 一郎	300,000 円	2019.5.5
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
合 計	円	

役員、役員の子族等で事業年度中の寄附金合計額が20万円以上のものがある場合は記載

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）、ロ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 （注2）	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	2020年 4月 1日 ～2021年 3月 31日	
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額	
10人	1,000,000円	

パートやアルバイトも含めた人数を記載

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

5 支出した寄附金に関する事項 [⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2020.10.15.	公益財団法人〇〇		〇〇〇支援	10,000 円
2021.1.31	認定 NPO 法人××		×××支援	30,000 円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
	合 計			40,000 円

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

6 海外への送金等に関する事項 [⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
2020.12.24	海外支援事業視察・現地滞在費（〇〇国）	100,000円
平成28年の法改正に伴い、海外への送金等を行った場合（その金額が200万円以上のものに限る）における事前報告が不要となり、金額にかかわらず事後報告となった		円
		円
		円
改正法の施行（平成29年4月1日）の際、現に旧法の認定又は仮認定を受けているNPO法人による施行日の属する事業年度以前における海外への送金等に係る旧法第54条第4項（旧法第62条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定NPO法人又は仮認定NPO法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出については、なお、従前の例による（改正法附則8）		円
		円
		円

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。なお、経過措置については次ページ「認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書の変更点」を御参照下さい。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する 役員報酬規程等提出書の変更点

- ・前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
- ・前事業年度の資産の譲渡等に関する事項（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の資金に関する事項）（法54②三、法規32①二。様式例149頁）
- ・役員等に対する報酬又は給与の状況（法54②三、法規32①五。様式例146頁）

2020年		2021年									
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月

2021年6月9日
改正NPO法・改正NPO法施行規則施行

ケース1
事業年度が
4月1日～3月31日の法人

2021年度の
事業開始
4月1日

2020年度の事業

2020年度の役員報酬規程等
提出書の作成、提出

改正NPO法・改正NPO法施行規則の施行日前に開始した
事業年度において作成・提出すべき書類に該当するため、従前の例による

- ・役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、変更がなくとも提出義務あり（令和2年改正法附則3）
- ・資産の譲渡等に関する事項については所轄庁への提出義務あり（令和2年改正法附則3）
- ・役員等に対する報酬又は給与の支給の状況について、作成の義務なし（令和3年改正施行規則附則2）

ケース2
事業年度が
7月1日～6月30日の法人

2021年度の
事業開始
7月1日

2020年度の事業

2020年度の役員報酬規程等
提出書の作成、提出

※改正NPO法・改正NPO法施行規則の
施行日以後に開始する事業年度にお
いて作成すべき書類について、提出は
不要ですが、作成、備置、閲覧につい
ては引き続き行う必要があります。
(法54②二、法54②三、法54④)

改正NPO法・改正NPO法施行規則の施行日以後に開始する事
業年度において作成・提出すべき書類に該当するため、改
正NPO法・改正NPO法施行規則が適用される

- ・役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、既に提出されている書類の内容に変更がない場合、所轄庁への提出は不要（令和2年改正法附則3）※
- ・資産の譲渡等に関する事項については、所轄庁への提出は不要（令和2年改正法附則3）※
- ・役員等に対する報酬又は給与の支給の状況について、作成の義務あり（令和3年改正施行規則附則2）

第二十号様式（第十九条の五）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成

助成金支給実績提出書

〇〇年〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇〇市△△△ 〇〇丁目〇番〇号
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（第62条において準用する同法第55条第2項）の規定により、その助成の実績を記載した書類を提出します。

（注意事項）

この提出書は、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

第十八号様式（第十九条の三）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成

代表者氏名変更届出書

〇〇年〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇〇市△△△ 〇〇丁目〇番〇号
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり代表者の氏名に変更があったので、特定非営利活動促進法第53条第1項（第62条において準用する同法第53条第1項）の規定により、届け出ます。

変更年月日	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名

千葉県規則で定められた様式ど
おりに作成

第十七号様式（第十九条の二）

定款変更認証関係書類提出書

〇〇年〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇〇市△△△ 〇〇丁目〇番〇号
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（第62条において準用する同法第52条第2項）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を提出します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の認証日

備考 上記1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。

(注意事項)

- 1 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。
- 2 提出の際は、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付してください。

〇〇年〇月〇〇日

千葉県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
〇〇〇市△△△ 〇〇丁目〇番〇号
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第44条第1項の
認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第44条第1項の認定を受けたので、法第49条第
4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住
所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（11を除く。）及び法第
47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出す
ること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年
度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11から13までに掲げる書類については、法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に
提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
〇〇〇市△△△ 〇〇丁目〇番〇号
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第58条第1項の
特例認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第58条第1項の特例認定を受けたので、法第62
条において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住
所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適
合する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該
当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したものうち直近のものを提出す
ること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年
度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11及び12に掲げる書類については、法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申
請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

法施行規則で定められた様式ど
おりに作成

〇〇年〇月〇〇日

千葉県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
〇〇〇市△△△ 〇〇丁目〇番〇号
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第51条第2項の
有効期間の更新に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第51条第2項の規定による有効期間の更新を受け
たので、法第51条第5項において準用する法第49条第4項（第1号に係る部分を除く。）の規定
により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及び
ニ、第4号、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類並びに法第47
条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類のうち法第51条第5項において準用す
る法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類のうち法第51条第5項にお
いて準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 3 有効期間の更新に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及びニ、第
4号、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類、法第47条各号のいずれに
も該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
のうち、所轄庁への提出を省略したものが含まれる場合には、以下の欄にその名称を記入すること。

書 類 の 名 称

- 3 所轄庁以外関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。